

【ロシア】 関税法典の改正

海外立法情報課・津田 憂子

* 新しい関税のルールを定めた改正関税法典が、2009年7月29日に公布され、同年10月1日より施行された。納付義務が履行できない場合の措置として、銀行口座取引の一時停止や資産差押さえ等に関する規定が新設されたほか、従来の諸規定の具体化が行われた。

関税手続の簡素化と2003年関税法典改正

1993年に制定された旧関税法典を改め、2004年1月1日に施行された新関税法典（以下、「関税法典」という）では、資本主義経済を導入したソ連崩壊後のロシアにおいて目指されてきた、グローバル化に伴う諸外国との貿易拡大及び貨物の輸出入における物流サービスの効率化に適した規定となっている。関税法典の主眼は、税関手続の簡素化・迅速化にあったといえる。例えば、税関手続の所要日数は、従来の10日以内から3日以内と大幅に短縮された。

2009年10月1日より施行された関税法典の改正法は、2004年以降指摘されてきた関税法典の「法的欠陥」に対処するために、関税、税金の納付手続及び期間、納付者（組織又は個人企業家）による納付義務の不履行に係る措置に加えて、納付者の銀行口座取引及び資産の差押さえに関しても、より具体的な規定を追加・補足したものである。以下では、改正関税法典の概要を紹介する。

2009年関税法典改正の概要

①関税・税金の納付期限の変更

「貨物の輸入の際、関税・税金は、ロシア連邦保税地域に到着した場所の税関機関に貨物を提示した日から、又は、貨物の税関申告が貨物の到着地で行われない場合は国内保税通過の完了日から、15日以内に納付されなければならない」という従来の規定は、以下のように改められた（第329条の改正）。

- ・ 税関申告書を定期的に提出する場合は、関税・税金の15日以内の納付という従来の規定を踏襲する。
- ・ （それ以外の場合において）、ロシア連邦保税地域へ貨物が輸入される際、関税・税金は、税関申告書の提出日に納付されなければならない。税関申告書が一定期間提出されない場合、関税納付金の納付期間は、税関申告書の提出期間が終了した日から算出されることとなる。
- ・ 輸入貨物の事前申告を行う場合、関税・税金は、当該貨物の製造日に納付されなければならない。

②裁判所が所在不明又は行為能力がないと認めた自然人による関税、税金、罰金の納付義務の履行に伴う特例

裁判所が所在不明と認めた自然人の関税・税金の納付義務は、当該自然人の資産を管理するよう後見・補佐機関によって指名された個人によって履行され、当該個人が、未払いの関税・税金全額を納付する。裁判所が行為能力がないと認めた自然人の関税・税金の納付義務は、当該自然人の資金を使う形で、後見人によって履行される。当該自然人の後見人は、未払いの関税・税金納付金全額を納付する（第 332-1 条の新設）。

③関税納付金の納付確保のための徴収

関税納付金の納付請求を納付者が一定期間履行しない場合、税関機関は保証人に対し、未払いの関税納付金額（罰金及び利子を含む）に相当する資金を支払うよう要求するか、又は、抵当の対象（となっている債権や不動産）からの取立てを行うことができる。関税・税金の納付義務がある個人の所在（住所）が一定していないか、又は、関税・税金の納付義務がある個人が外国人である場合も、税関機関は同様の措置を講じることができる（第 351-1 条の新設）。

④関税・税金の納付者の銀行口座取引の一時停止

関税納付金の納付請求を納付者が履行しない場合、正当な徴収を実行するために、税関機関の所長又は職員が納付者の銀行口座の取引を一時的に中止する決定を下すことがあるが、口座にある資金を廃棄したり、連邦の予算口座へと振り替えたりすることはできない。税務機関は、取引一時停止の決定採択日の翌日までに、当該決定について書面又は電子媒体の形で銀行に通知する（取引の一時停止を取り消す決定を行った場合も、同様の手続を踏む）。銀行は税務機関からの決定を無条件で受け入れ、決定受理日の翌日までに、納付者の銀行口座残高について税務機関に知らせる義務を負う。税務機関は、徴収を履行するための十分な金額が当該納付者の口座にあるとの情報を銀行から得た場合、口座取引を開始するために、2 日以内に取引の一時停止を取り消す決定を行わなければならない（第 351-2 条の新設）。

⑤納付者の資産差押さえ

資産の差押さえとは、納付者の（銀行口座預金以外の）別の資産を担保とする税務機関の関税・税金の徴収に関する決定を履行する方法であり、納付者の財産権の制限を伴う。納付者が関税・税金、罰金の納付義務を一定期間履行せず、税務機関が十分な根拠に基づき当該納付者が資産隠しを行っていると判断した場合、資産の差押さえが実行される。差押さえの決定及び中止は、税務機関の所長又は職員が行う。差押さえの際には調書を取る必要があるが、名前のほか、資産の名称及び特徴、資産の査定価格などに関する情報を記入する（第 351-3 条の新設）。

主要参考文献（インターネット情報はすべて 2009 年 10 月 21 日現在である。）

・2009 年 7 月 24 日付連邦法第 207 号「ロシア連邦関税法典の改正について」の原文に関しては、大統領府ホームページより、以下を参照。

<<http://graph.document.kremlin.ru/doc.asp?ID=053798>>